株式交換に係る事前開示書類

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面）

2026 年 5 月 13 日

バリオセキュア株式会社

2026年５月13日

株式交換に係る事前開示書類

（会社法第782条第１項及び会社法施行規則第184条に定める書面）

東京都千代田区神田錦町一丁目６番地
バリオセキュア株式会社
代表取締役社長 斧江　章一

当社及びHEROZ株式会社（以下「HEROZ」といい、当社とHEROZを総称して、以下「両社」といいます。）は、2026年４月14日付の両社の取締役会の決議により、株式交換の方法による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の実施を目的として、HEROZを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、2026年４月14日、HEROZと当社との間で本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第782条第１項及び会社法施行規則第184条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

１．株式交換契約の内容（会社法第782条第１項第３号）

別紙１に記載のとおりです。

２．交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第１項１号及び同条第３項）

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第３項第１号）

① 本株式交換に係る割当ての内容

	HEROZ （株式交換完全親会社）	当社 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	0.99
本株式交換により交付する株式数	HEROZ普通株式：2,558,688株（予定）	

（注１） 株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）１株に対してHEROZの普通株式（以下「HEROZ普通株式」といいます。）0.99株を割当て交付します。但し、HEROZが所有する当社普通株式（2026年４月14日現在1,934,000株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上表に記載の本株式交換に係る株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、両社による協議及び合意の上、本株式交換比率を変更することがあります。

（注２） 本株式交換により交付するHEROZ株式の数

HEROZは、本株式交換に際して、本株式交換によりHEROZが当社普通株式（但し、HEROZが保有する当社普通株式を除きます。）の全てを取得する直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（但し、HEROZを除きます。）に対し、その保有する当社普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のHEROZ普通株式を交付します。また、HEROZが交付する株式は、新たに発行するHEROZ普通株式にて充当する予定です。

なお、当社は、本株式交換効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会の決議により、当社が保有する自己株式（2026年４月14日現在4,427株）及び当社が基準時の直前時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第１項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却することを予定しているため、実際にHEROZが割当て交付する株式数は今後修正される可能性があります。

（注３） 単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換に伴い、単元（100株）未満のHEROZ普通株式の割当てを受ける当社の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる当社の株主の皆様は、HEROZの単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

１．単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、HEROZに対し、保有することとなるHEROZの単元未満株式の買取りを請求することができます。

（注４） １株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、HEROZ普通株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、HEROZが１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（ア）割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、HEROZは株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）

を、当社はマクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社（以下「マクサス・コーポレートアドバイザリー」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

HEROZ においては、以下の（３）「株式交換完全子会社の株主の利害を害さないようにした留意事項」に記載のとおり、第三者算定機関であるプルータスから 2026 年４月 13 日付で受領した株式交換比率に関する算定書、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

当社においては、以下の（３）「株式交換完全子会社の株主の利害を害さないようにした留意事項」に記載のとおり、第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーから 2026 年４月 13 日付で受領した株式交換比率に関する算定書及び本株式交換の株式交換比率が当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）からの助言、支配株主である HEROZ 及び本株式交換の成否から独立したメンバーで構成される特別委員会（詳細については、以下の（３）「株式交換完全子会社の株主の利害を害さないようにした留意事項」に記載のとおりです。）から 2026 年４月 14 日付で受領した答申書を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本株式交換比率は、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、本経営統合において実施されたデュー・ディリジェンスの結果等も踏まえて、財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至り、2026 年４月 14 日付の両社の取締役会決議により、本株式交換比率を含む本株式交換契約の締結を決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合等には、両社間で協議及び合意の上、変更されることがあります。

（イ）算定に関する事項

（ⅰ）算定機関の名称及び両社との関係

HEROZ の算定機関であるプルータス及び当社の算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーは、いずれも両社から独立しており、両社の関連当事者

には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係はございません。なお、本取引に係るプルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず、支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。また、マクサス・コーポレートアドバイザリーに対する報酬は、本取引の成立等を条件とした成功報酬が含まれておりますが、同種の取引における一般的な実務慣行等を勘案すれば、かかる成功報酬によって独立性が否定されるわけではないと判断しています。

（ⅱ）算定の概要

(a) プルータスによる算定

プルータスは、両社の株式交換比率について、HEROZ が東京証券取引所スタンダード市場に、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するために DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による HEROZ 株式１株当たりの株式価値を１とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.87～0.89
DCF 法	0.69～1.10

市場株価法においては、HEROZ については、2026 年４月 13 日を算定基準日として、HEROZ 株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値単純平均を、当社については、2026 年 4 月 13 日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値単純平均を採用しております。

DCF 法においては、HEROZ については、HEROZ が作成した 2026 年４月期から 2029 年４月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。DCF 法における継続価値の算定については永久成長率法を採用しております。具体的には割引率は、10.7%～13.1%を使用しており、永久成長率は 0%として算出しております。

一方、当社については、当社が作成した 2027 年２月期から 2029 年２月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割

り引くことによって企業価値を評価しております。DCF 法における継続価値の算定については永久成長率法を採用しております。具体的には割引率は、8.8%～11.9%を使用しており、永久成長率は 0%として算出しております。

プルータスが DCF 法による算定に用いた HEROZ の財務予測において、対前年度比較で利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、AIX 事業を中心とした既存サービスの提供拡大や、グループ全体の経営効率化の進展等に伴う収益性の向上により、2027 年４月期、2028 年４月期及び 2029 年４月期の各事業年度における営業利益について継続して大幅な増加を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローにつきましても、事業拡大に伴う設備投資や運転資本の増加が見込まれるものの、前述の利益成長がそれらを大きく上回ることから、同期間（2027 年４月期、2028 年４月期及び 2029 年４月期）において継続して大幅な増加を見込んでおります。一方、プルータスが DCF 法による算定の前提とした当社の財務予測において、対前年度比較で利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、前期までに実施する新サービス開発や営業体制強化等の先行投資の効果発現や、提供サービスの販売拡大等により、2028 年２月期における営業利益は大幅な増加を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、新サービス等に関する先行的な設備投資が一巡して設備投資額が減少すること等から、2029 年２月期において大幅な増加を見込んでおります。なお、両社の当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

プルータスは、上記の株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。プルータスの株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

(b) マクサス・コーポレートアドバイザリーによる算定

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社の株式交換比率について、HEROZ が東京証券取引所スタンダード市場に、当社が東京証券取引所スタンダー

ド市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による HEROZ 株式１株当たりの株式価値を１とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.87～0.89
DCF法	0.72～1.10

市場株価平均法においては、HEROZについては、2026年４月13日を算定基準日として、HEROZ株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値単純平均を、当社については、2026年４月13日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値単純平均を採用しております。

DCF 法においては、HEROZ については、HEROZ が作成した 2026 年４月期から 2029 年４月期までの事業計画に基づく財務予測や投資計画、当社が実施したデュー・ディリジェンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、HEROZ が 2026 年４月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて HEROZ の株式価値を評価しております。なお、HEROZ の AIX 事業と AI Security 事業では提供しているサービスの特徴が相互に異なることから、各事業の特徴を適切に算定に反映させるため、各事業を分類して算定を行うサム・オブ・ザ・パーツ分析を実施しております。AIX 事業においては、割引率は加重平均資本コスト（WACC：Weighted Average Cost of Capital）を採用し、9.7%～10.7%を使用しております。資本コストの計算に当たっては、HEROZ の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しております。継続価値の算定に当たっては、永久成長率法を採用し、国内のインフレ率及び HEROZ の AIX 事業が属する業界の成長率等を踏まえて永久成長率は 0.0%～1.0%とした上で、継続価値を 11,959 百万円～15,272 百万円と算定しております。AI Security 事業は、当社により構成されているため、当社の DCF 法の評価によりに算定される１株当たり株式価値に、HEROZ が保有する当社普通株式を乗じた価値で算定しております

一方、当社については、当社が作成した 2027 年２月期から 2029 年２月期までの事業計画（以下「当社事業計画」といいます。）に基づく財務予測や投資計画、

一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2027 年２月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の株式価値を評価しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、9.1%～10.1%を使用しております。資本コストの計算に当たっては、当社の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しております。継続価値の算定に当たっては、永久成長率法を採用し、国内のインフレ率及び当社が属する業界の成長率等を踏まえて永久成長率は 0.0%～1.0%とした上で、継続価値を 3,862 百万円～4,994 百万円と算定しております。

マクサス・コーポレートアドバイザリーが DCF 法による算定に用いた HEROZ の財務予測において、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、AIX 事業を中心とした既存サービスの提供拡大や、グループ全体の経営効率化の進展等に伴う収益性の向上により、2027 年４月期、2028 年４月期及び 2029 年４月期の各事業年度における売上高、営業利益及び EBITDA について継続して大幅な増加を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローにつきましても、事業拡大に伴う設備投資や運転資本の増加が見込まれるものの、前述の利益成長がそれらを大きく上回ることから、同期間（2027 年４月期、2028 年４月期及び 2029 年４月期）において継続して大幅な増加を見込んでおります。一方、マクサス・コーポレートアドバイザリーが DCF 法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、前期までに実施する新サービス開発や営業体制強化等の先行投資の効果発現や、提供サービスの販売拡大等により、2028 年２月期における営業利益及び EBITDA は大幅な増加を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、新サービス等に関する設備投資が一巡して設備投資額が減少すること等から、2029 年２月期において大幅な増加を見込んでおります。なお、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、マクサス・コーポレートアドバイザリーが DCF 法による当社株式の価値の算定の基礎とした当社事業計画は、本株式交換の検討に当たって当社が作成したものです。当社事業計画は、インターネットセキュリティサービス事業の 2026 年２月期までの業績を勘案の上で、今後の事業成長に必要な事業投資を加味して収益予測や投資計画を作成したものであり、具体的な計画数値の作成過程において HEROZ による関与はありません。また、本特別委員会（以下の（３）「株式交換完全子会社の株主の利害を害さないようにした留意事項」の③「当社における、独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」の「（ア）設置等の経緯」で定義します。）は、当社事業計画が HEROZ から独立した者により作成されていることについて確認するとともに、重要な前提条件等について説明を受け、最終的な当社事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の

上、承認しております。

当社事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2027年２月期	2028年２月期	2029年２月期
売上高	2,965	3,246	3,670
営業利益	460	640	751
EBITDA	695	911	1,060
フリー・キャッシュ・フロー	222	169	555

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がないこと、マクサス・コーポレートアドバイザリーに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価又は鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社の事業計画作成者により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は 2026 年４月 13 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

また、マクサス・コーポレートアドバイザリーは、以下の（３）「株式交換完全子会社の株主の利害を害さないようにした留意事項」に記載のとおり、当社の取締役会からの依頼に基づき、2026 年４月 13 日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件（注）のもとに、本株式交換における株式交換比率が、当社の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を当社に提出しております。

（注）本フェアネス・オピニオンは、上記の市場株価平均法及び DCF 法による株式交換比率の算定結果に照らして、両社で合意された株式交換比率が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、上記のとおり、DCF 法に基づく算定の前提とした本財務予測において、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジ

一効果については加味されておりません。

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、本フェアネス・オピニオンにおける意見表明にあたり、公開されている情報及び両社より提供を受けた情報等を正確かつ完全なものとして採用しており、その正確性及び完全性につき独自の検証は行っておりません。また、マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社の事業計画作成者がこれらの情報を重要な点で不正確又は誤解を招くものとする事実又は状況を認識していないことを前提としております。両者の事業計画については、両社の事業計画作成者によって現時点で入手可能な最善の見積り及び判断に基づき、合理的に準備・作成されていることを前提としております。マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社の事業計画の実現可能性について独自に検証は行わず、両社の事業計画に依拠しており、その内容及び基礎となる仮定に関して何らの意見を表明するものではありません。

本フェアネス・オピニオンにおける意見表明は、2026 年４月 13 日までに入手可能な情報に基づいており、入手した情報を重大な誤りとする事実があった場合、又は今後の状況の変化により、本フェアネス・オピニオンで表明される意見に影響を及ぼす可能性があります。マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社及びそれらの関係会社の資産・負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られません。）について独自に評価・鑑定を行っておりません。マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社の資産の物理的検査を行う義務を負っておらず、また、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、会社法の特別清算その他の倒産処理手続に適用される法律に基づいて両社の支払能力又は公正価値を評価しておりません。

本フェアネス・オピニオンの作成に当たってマクサス・コーポレートアドバイザリーが両社に要求した情報のうち、両社から情報の提供又は開示を受けられず、その他の方法によってもマクサス・コーポレートアドバイザリーが評価の基礎として使用できなかったものについては、マクサス・コーポレートアドバイザリーは当社の同意の下で、マクサス・コーポレートアドバイザリーが合理的かつ適切と考える仮定を用いております。マクサス・コーポレートアドバイザリーのかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが両社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、マクサス・コーポレートアドバイザリーは独自の検証を行っておりません。

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、本株式交換が重要な条件の変更を伴うことなく適時に完了すること、本株式交換で想定される利益に

悪影響を与える可能性のある遅延、制限又は条件が課されずに必要な政府及び規制当局の承認又は同意を得ることができること、並びにかかる承認及び同意の内容が本株式交換比率に影響を及ぼさないことを前提としており、独自の検証を行っておりません。また、両社は、本株式交換比率に重大な影響を及ぼす契約書、合意書その他の文書を過去に取り交わしておらず、また、将来も取り交わさないことを前提としております。マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社より提供又は開示を受けた情報のほか、本株式交換比率に重大な影響を及ぼす偶発債務又は簿外債務は存在しないことを、両社に確認の上、前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、本株式交換の承認の是非について、当社に対して助言することを意図するものではなく、また、かかる助言を構成するものでもありません。さらに、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換について、当社が利用若しくは実行できる可能性のある他の戦略若しくは取引と比較した場合の相対的な利点、又は当社が本株式交換を実行若しくは継続するに当たっての基礎となる事業決定について、意見又は見解を表明するものではありません。また、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換又はそれに関連する事項に関し、株主の議決権行使や行動について、いかなる意見や提言を表明するものでもありません。マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社の株式が本株式交換の効力発生前に取引される価格又は取引されるべき価格に関して意見を表明するものではありません。

マクサス・コーポレートアドバイザリーの意見は、2026年４月13日時点で有効な財務、経済、市場その他の条件、及びマクサス・コーポレートアドバイザリーが入手可能な情報に基づいております。同日以降に発生した事実は、本フェアネス・オピニオンの意見及びそれを準備する際に使用した仮定に影響を及ぼす場合がありますが、マクサス・コーポレートアドバイザリーは本フェアネス・オピニオンを更新、改訂又は再確認する義務を負わないものとします。

(2) 交換対価としてHEROZ株式を選択した理由（会社法施行規則第184条第３項第２号）

当社及びHEROZは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるHEROZ株式を選択しました。HEROZは東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、本株式交換効力発生日（2026年６月30日予定）をもって、当

社は HEROZ の完全子会社となり、当社普通株式は東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準に従い、2026 年６月 26 日付で上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により当社の株主の皆様に割当てられる HEROZ 普通株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本株式交換効力発生日以後も、金融商品取引市場での取引が可能です。

従って、本株式交換により HEROZ 普通株式の単元株式数である 100 株以上の HEROZ 普通株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満の普通株式の割当てを受ける可能性はあるものの、１単元以上の株式について引き続き東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であり、HEROZ 普通株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、100 株未満の HEROZ 普通株式の割当てを受ける当社の株主の皆様においては、本株式交換により HEROZ の単元未満株主となります。単元未満株式については金融商品取引所において売却することはできませんが、該当する株主の皆様のご希望により、HEROZ における単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記３.「交換対価の相当性に関する事項」の（１）「交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注３）「単元未満株式の取り扱いについて」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い１株に満たない端数が生じた場合における取り扱いの詳細については、上記３.「交換対価の相当性に関する事項」の（１）「交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注４）「１株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である 2026 年６月 25 日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社普通株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3) 株式交換完全子会社の株主の利害を害さないようにした留意事項（会社法施行規則第 184 条第３項第３号）

両社は、HEROZ が、既に当社普通株式 1,934,000 株（2026 年４月 14 日現在の当社の発行済株式総数 4,522,961 株に占める割合にして 42.8%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有しており、当社が HEROZ の連結子会社に該当することから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保する必要があると判断し、以下の公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）を実施しております。

①　第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

HEROZ は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、第三者算定機関であるプルータスから本株式交換に係る株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーから本株式交換に係る株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。また、当社は、マクサス・コーポレートアドバイザリーから、本株式交換の株式交換比率が当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

各算定書及びフェアネス・オピニオンの概要は上記（１）「交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の③「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の（イ）「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、プルータス及びマクサス・コーポレートアドバイザリーは、いずれも両社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

②　独立した法律事務所からの助言

HEROZ は、本株式交換の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、いずれも両社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

③　当社における、独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

（ア）設置等の経緯

当社は、2024 年 10 月下旬、HEROZ から本経営統合の提案を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、当社の取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって公正であるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2024 年 11 月 15 日に、HEROZ からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有しており、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、当社の社外取締役（監査等委員）である畑敬子氏、

髙橋可奈氏及び森脇基氏の３名により構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました。また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として髙橋可奈氏が選定されました。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず本特別委員会に係る業務に従事した時間に応じて報酬を支払うものとされており、本株式交換の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、当社は、本特別委員会に対して、（ａ）本株式交換の目的は合理的と認められるか（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するか否かを含む。）、（ｂ）本株式交換の取引条件（本株式交換に係る株式交換比率を含む。）の公正性が確保されているか、（ｃ）本株式交換において、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、（ｄ）上記（ａ）から（ｃ）のほか、本株式交換は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるかについて諮問いたしました。なお、東京証券取引所が 2025 年７月 22 日を施行日として有価証券上場規程の一部を改正したことに伴って、当社は、同年８月 19 日開催の取締役会において、上記の諮問事項（ｃ）について、「本株式交換において、公正な手続を通じた当社の一般株主の利益への十分な配慮がなされているか」に変更し、また、諮問事項（ｄ）について、「上記（ａ）から（ｃ）のほか、本株式交換は当社の一般株主にとって公正であると考えられるか」に変更をしております（変更後の諮問事項を、以下「本諮問事項」と総称します。）。加えて、当社の取締役会は、本諮問事項の諮問にあたり、本株式交換に関する当社の取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと及び本特別委員会が本株式交換に関する取引条件が妥当でないと判断したときには当社の取締役会は当該取引条件による本株式交換に賛同しないこととすることを決議しております。

あわせて、当社の取締役会は、本特別委員会に対して、（ア）両社が本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）について交渉するにあたり、事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面でその意見、指示及び要請を行うことにより、本特別委員会が取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る又は関与する権限、（イ）本株式交換に係る当社のアドバイザーを承認（事後承認を含む。）した上で、これを利用することができるほか、必要と認めるときは独自のアドバイザーを選任する権限（その場合の合理的な費用は、当社が負担する。）を付与することを決議しております。なお、当社は、2026 年３月 17 日開催の取締役会において、上記の権限（ア）について、「両社が本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）について交渉するにあたり、事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面でその意見、指示及び要請を行うことにより、本特別委員会が取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る又は関与し、また、本特別委員会が必要と認める場合には、直接本取引の取引条件等の協議及び交渉を行うことができる権限」に変

更しております。

（イ）検討の経緯

本特別委員会は、2024 年 11 月 15 日から 2026 年４月 14 日までに、合計 51 回にわたって開催したほか、委員会外においても、電子メール等を通じて、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項について、慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、当社が選任した第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリー及び法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。 また、本特別委員会は、必要に応じ当社のアドバイザー等から専門的助言を得ることとし、本特別委員会として独自にアドバイザー等を選任しないことを確認しております。

その上で、本特別委員会は、両社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、HEROZ に対しては、2024 年 12 月から 2026 年４月にかけて、合計７回の質問状の送付を行った上で、上記事項を含む本株式交換に係る HEROZ の検討内容等について、HEROZ から回答を受領しました。また、当社からは、本株式交換比率の算定の前提となる当社事業計画の作成手続及び内容についても説明を受けました。また、当社の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。さらに、当社の第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーから、本株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。

なお、本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適宜に報告を受けた上で、HEROZ から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、HEROZ との交渉過程に実質的に関与しております。

（ウ）判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換は当社の一般株主にとって公正なものである旨の答申書を、2026 年４月 14 日付で、委員全員の一致で、当社の取締役会に対して提出しております。本答申書の内容については、当社及び HEROZ が 2026 年４月 14 日に公表した「HEROZ

株式会社とバリオセキュア株式会社の経営統合に関するお知らせ」別添の 2026 年４月 14 日付「答申書」をご参照ください。

④　当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

2026 年４月 14 日開催の当社の取締役会では、当社の取締役７名（監査等委員である取締役３名を含みます。）のうち、取締役である林隆弘氏、井口圭一氏及び森博也氏は、HEROZ の取締役を兼任しているため、利益相反を回避する観点から、当該３名を除く４名の取締役において審議の上、その全員一致により、本株式交換に関する決議を行いました。

また、林隆弘氏、井口圭一氏及び森博也氏は、いずれも、当社の立場において、本株式交換に関する HEROZ との協議・交渉に参加しておりません。

⑤　独立した検討体制の構築

当社は、HEROZ から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえ、2024 年 10 月下旬に、HEROZ より本株式交換の提案を受領した日以降、本株式交換に関する検討（株式交換比率の算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに HEROZ との協議及び交渉を行うにあたり、HEROZ の役職員との兼任者（当社の取締役のうち HEROZ の取締役を兼任している林隆弘氏、井口圭一氏及び森博也氏を含みます。）や HEROZ からの転籍者又は出向者を含めない体制を構築いたしました。また、本特別委員会は、2025 年６月 30 日開催の特別委員会において、当該体制の構築について確認いたしました。

これらの取扱いを含めて、当社の検討体制に独立性、公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

(4) 株式交換完全親会社である HEROZ の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第３項、会社法 768 条第１項第２号イ）

本株式交換により増加する HEROZ の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、HEROZ が適当に定めるものといたします。かかる取扱いは、HEROZ の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

３．交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第１項第２号及び同条第４項）

(1) 株式交換完全親会社である HEROZ の定款の定め（会社法施行規則第 184 条第４項第１号イ）

別紙２に記載のとおりです。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第 184 条第４項第１号ロ）

① 交換対価を取引する市場

HEROZ 株式は、東京証券取引所スタンダード市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

HEROZ 株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社）において取引の媒介、取次ぎ等が行われています。

③ 交換対価の譲渡その他の処分の制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第４項第１号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2026 年４月 14 日）の前営業日（2026 年４月 13 日）を基準として、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における HEROZ 株式の終値の平均は、それぞれ 844 円、838 円及び 875 円です。

また、HEROZ 株式の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（https://www.jpx.co.jp/）等でご覧いただけます。

(4) 株式交換完全親会社である HEROZ の過去５年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第４項第１号二）

HEROZ は、いずれの事業年度についても金融商品取引法第 24 条第１項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

４．株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第１項第３号及び同条第５項）

該当事項はありません。

なお、当社が発行している新株予約権のうち、基準時において残存している新株予約権の全部について、本株式交換契約の承認に係る当社の株主総会決議が行われたことを取得事由として無償にて取得した上で、基準時をもって消却することを予定しております。また、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

５．計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第１項第４号及び同条第６項）

(1) HEROZ の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第６項第１号イ）

HEROZ の最終事業年度（2025 年４月期）に係る計算書類等の内容は、別紙３に記載のとお

りです。

(2) HEROZ の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第６項第１号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等（会社法施行規則第 184 条第６項第１号ハ、同項第２号イ）

①　当社

（ア）本株式交換契約の締結

当社は、2026 年４月 14 日付の取締役会決議により、HEROZ を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記１.「株式交換契約の内容（会社法第 782 条第１項第３号）」に記載のとおりです。

（イ）自己株式の消却

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第 785 条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

②　HEROZ

（ア）本株式交換契約の締結

HEROZ は、2026 年４月 14 日付の取締役会決議により HEROZ を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記１.「株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

（イ）株式譲渡契約の締結

HEROZ は、2026 年４月 20 日開催の取締役会決議に基づき、HEROZ の連結子会社である株式会社ストラテジットの普通株式 79,499 株（HEROZ が保有する同社の全株式）を GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社に譲渡する旨の株式譲渡契約を同日付で締結いたしました。

当該株式譲渡に係る譲渡価額は 424,604 千円であり、株式譲渡実行日は 2026 年４月 30 日です。

６．株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込に関する事項（会社法施行規則第 184 条第１項第５号）

会社法第 789 条第１項第３号の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

別紙１　株式交換契約の内容

次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書

HEROZ 株式会社（以下「甲」という。）及びバリオセキュア株式会社（以下「乙」という。）は、2026 年 4 月 14 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：HEROZ 株式会社

住所：東京都港区芝五丁目 31 番 17 号 PMO 田町

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：バリオセキュア株式会社

住所：東京都千代田区神田錦町一丁目 6 番地

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（第 9 条第 2 項に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に 0.99 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 0.99 株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途定める金額とする。

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年6月30日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けないで本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する株主総会の決議による承認を求める。

第7条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社（但し、甲については乙及びその子会社を除く。以下本条において同じ。）をして、善良な管理者の注意をもって当該子会社の業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす具体的なおそれのある行為を行い又は行わせる場合は、事前に相手方当事者と協議し、書面により合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

第8条（剰余金の配当）

甲及び乙は、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条（新株予約権及び自己株式の消却）

1. 乙は、第6条第2項に定める乙の株主総会において本契約の承認が得られた場合（甲において、第6条第1項但書きの規定に基づき甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲及び乙の株主総会において本契約の承認が得られた場合）、本効力発生日の前日までに、自らが発行する新株予約権のうち、基準時において残存している新株予約権の全部について、本契約の承認に係る乙の株主総会決議が行われたことを取得事由として無償にて取得した

上で、基準時をもって消却するものとし、そのために必要なすべての行為（乙の取締役会における自己新株予約権の消却に係る決議を行うことを含む。）を行うものとする。

2. 乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部につき基準時をもって消却するものとする。

第 10 条（本株式交換の条件変更等）

本契約締結日以降、本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii)甲において、会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii)国内外の法令に基づき本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、及び(iv)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 12 条（準拠法及び合意管轄裁判所）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2026年4月14日

甲　東京都港区芝五丁目31番17号PMO田町
HEROZ株式会社
代表取締役CEO　林　隆弘

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2026年4月14日

乙　東京都千代田区神田錦町一丁目6番地
バリオセキュア株式会社
代表取締役社長　斧江　章一

別紙２　HEROZ の定款

次頁以降をご参照ください。

定　款

ＨＥＲＯＺ株式会社

2023年7月27日改正

第１章　総則

（商　号）
第１条　当会社は、ＨＥＲＯＺ株式会社と称し、英文ではＨＥＲＯＺ，Ｉｎｃ.と表示する。

（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

１．各種情報の収集、処理、提供に関するサービス
２．各種物品、サービス等の販売活動及びその支援
３．コンピュータシステムの分析、設計及びインターネットに関するコンサルティング
４．コンピューター、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸並びに輸出入業
５．通信販売業
６．広告、宣伝の企画・制作及び広告代理店業
７．各種マーケティングに関する業務及びコンサルティング業
８．電気通信事業法に基づく電気通信事業
９．投資助言・代理業
10．労働者派遣事業
11．有料職業紹介事業
12．金融資産等の投資、売買、保有及び運用事業
13．前各号に附帯する一切の業務

（本店所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）
第４条　当会社は、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査等委員会
３．会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、52,600,000 株とする。

（自己株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
２．会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

２．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（株主総会の招集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

２．当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

（基準日）

第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年４月３０日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、ＣＥＯがこれを招集し、議長となる。ＣＥＯが複数名あるときは、予め取締役会において定めた順序により、Ｃｏ−ＣＥＯが招集し、議長となる。

２．前項のＣＥＯ又はＣｏ−ＣＥＯに事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（株主総会の決議）

第 15 条

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 17 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（電子提供措置等）
第 18 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第 19 条　当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は６名以内とする。
２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任）
第 20 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
３．取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）
第 21 条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役）
第 22 条　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を統轄する。
２．当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。

（ＣＥＯ）
第 23 条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役の中から１名又は複数名のＣＥＯ（最高経営責任者）を選定する。ＣＥＯが複数名あるときは、各自をＣｏ－ＣＥＯと称する。

（取締役会の招集権者及び議長）
第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、ＣＥＯが招集し、議長となる。ＣＥＯが複数名あるときは、予め取締役会において定めた順序により、Ｃｏ－ＣＥＯが招集し、議長になる。
２．前項のＣＥＯ又はＣｏ－ＣＥＯに事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第 25 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。
２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）
第 26 条　取締役会の決議は、議決権に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２．取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）
第 27 条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）
第 28 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）
第 29 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第 30 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別 して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第 31 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査等委員会

（常勤監査等委員）
第 32 条　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

（監査等委員会の招集通知）
第 33 条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。
２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）
第 34 条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）
第 35 条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）
第 36 条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会計監査人

（会計監査人の選任）
第 37 条
会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第 38 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第 39 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）
第 40 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、会計監査人との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　計算

（事業年度）
第 41 条　当会社の事業年度は、毎年５月１日から翌年４月３０日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第 42 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年４月３０日とする。

（中間配当）
第 43 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年１０月３１日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金等の除斥期間）
第 44 条　期末配当金及び中間配当金には利息は付さず、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）
１．当会社は、第９期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議に

よって免除することができる。
２．第９期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第４２条の定めるところによる。

（第 12 条第２項の変更の効力）
第 12 条（株主総会の招集）第２項の新設は、産業競争力強化法の規定に基づき株主総会を場所の定めのない株主総会とすることに関する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日から効力を生ずるものとし、本附則（第 12 条第２項の変更の効力）の規定は、同日経過後、これを削除する。

（電子提供制度の変更に関する経過措置等）
１．現行定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第 18 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに定める改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする 。
２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
３．本附則（電子提供制度の変更に関する経過措置等）の規定は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。

別紙３　HEROZ の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降をご参照ください。

事　業　報　告

（2024年５月１日から
2025年４月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済状況は、所得・雇用環境が改善される中、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が期待されているものの、世界的な金融引締めや急激な為替・株価変動、中東・ウクライナ情勢及び物価の上昇が国内景気に及ぼすリスクが見られる等、先行きが不透明な状況が続いております。

その一方で、情報サービス業界においては、従来なかったスピード感での技術革新や、少子高齢化・生産年齢人口の減少等を受け、デジタル技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）に関する投資が引き続き拡大を続けています。特に、AI 市場においては、OpenAI 社による「ChatGPT」のリリースに端を発した、各産業におけるAIトランスフォーメーション（以下、「AIX」という。）に関する投資の加速が続いており、まさに現在進行形で、LLM（Large Language Model：大規模言語モデル）を含むAIの技術競争・需要拡大・社会実装が急激なスピードで進んでおります。なお、当社グループでは、AIXとは、AIを社会に浸透させることにより、その力を通じて既存の業務プロセスやビジネスモデル等を含めて社会全体に抜本的な変革を起こすこと、と捉えております。LLMを含むAIが当たり前のように社会全体に浸透していく中で、AIを業務ツールとして断片的に使うのではなく、より根本的な価値創造・人とAIの共創がテーマとなる世界が到来しております。また、国内外において、AIが社員のように自律的にタスク・業務を遂行する「AIエージェント」に関する機運・注目も高まっており、AIエージェントの実現・拡充を通じた新たな価値提供・業務プロセス変革が求められる時代に突入しています。

そして、SaaS 市場においても、導入の需要のみならず、「ニーズの多様化に伴うSaaS 間連携」「統合管理の複雑化によるセキュリティ要件の高度化」等に関する需要拡大が見込まれるほか、セキュリティ市場においても、サイバーセキュリティ攻撃による脅威が年々増加しており、ランサムウェア（身代金要求型ウイルス）によるサイバー攻撃被害が国内外の様々な企業や医療機関等で続き、国民生活や社会経済に影響が出る事例も発生しています。

このような環境の中で、当社グループは、HEROZ3.0として「AI BPaaS」を掲げ、単なるSaaSツールの提供会社にとどまらず、生成AIや複数の分野・領域にまたがるAIエージェントをフル活用し、AIが業務全体を自律的に遂行・最適化するAgentic Workというかたちで価値提供を行い、社会全体にAIXを起こしていくことを目指しております。当連結会計年度は、AI/DX 事業・AI Security事業ともに、当社グループが提供する様々なAIエージェントが事業成長を牽引し、前連結会計年度から更に売上成長を達成しました。

また、2024年８月には、当社のグループ会社であるVOIQ株式会社が、bizy株式会社の展開するセールス支援事業等の譲り受けを行いました。本事業譲受を通じて、VOIQ 社がグループ全体におけるインサイドセールスの機能を担うとともに、セールス領域・コンタクトセンター領域において、当社グループのAI関連技術を活用し、AIエージェントとしての成長・AI BPaaSモデルの推進を進めております。VOIQ 社は、事業譲受後、早々に当社やバリオセキュア株式会社を中心にインサイドセールス機能を担ったほか、HEROZ ASKの活用等を通じてその他のグループ会社についても支援を広げており、またグループ外の顧客への受注も増加しております。今後も、スピード感をもってシナジー増大を進めてまいります。

なお、セグメント別の経営成績の概況は以下のとおりです。

（ｉ）AI/DX 事業

当連結会計年度において、当社グループのAI/DX 事業については、BtoC 領域におけるコラボ企画の実施・新サービスリリース・機能追加や、BtoB領域におけるグループ会社追加・オーガニックでの案件数増加等の効果により、安定した収益を上げました。なお、当連結会計年度に子会社化したVOIQ株式会社は、AI/DX 事業となります。

BtoC 領域については、もともと市場において有している圧倒的なネットワーク外部性に加え、将棋への注目度向上が続いたこともあり、「将棋ウォーズ」「棋神アナリティクス」「棋神ラーニング」ともに安定した収益を上げました。当連結会計年度は、「僕とロボコ」のコラボ企画や、棋神戦ヨー

ロッパ大会の実施、棋神のアップデート等を実施したほか、2025 年２月には、将棋ウォーズで累計対局数 10 億局を達成し、達成を記念して新サービス「スプリント」をリリースしました。スプリントリリースの効果等もあり、将棋ウォーズの MAU（Monthly Active User）や対局数は引き続き増加しており、今後も、新規サービスのリリース・機能アップデートなどを通じ、ユーザの皆様の満足度向上・将棋人口最大化を追求してまいります。

また、BtoB 領域についても、LLM や AI エージェントに関する投資拡大・注目度向上を受け、案件数・引き合いの増加や大型案件の獲得等もあり、収益が拡大しております。当連結会計年度前半は、契約開始時期のズレ等により売上計上の進捗に遅延が見られておりましたが、後半にかけて徐々に案件が開始し、下半期については、売上・稼働案件数ともに前年同期を大きく上回る成長を達成しました。加えて、「HEROZ ASK」「AI さくらさん」等のリカーリング売上も引き続き増加したほか、株式会社ストラテジットが提供する「JOINT iPaaS for SaaS」も下半期にかけて徐々に売上が拡大しております。BtoB 領域においては、2026 年４月期以降も見込み案件が多く、引き続き、前期を上回る成長を目指してまいります。

当セグメントにおいて、LLM の活用・社会実装は事業戦略の中核となるテーマであります。その取り組みとして、2024 年５月に生成 AI を活用したエンタープライズ向け AI アシスタント SaaS「HEROZ ASK」を本リリースしました。HEROZ ASK は、リリース後も機能追加・拡充を継続しており、2025 年１月には新機能「議事録 AI」を、４月には API 連携機能をリリースしました。５月には累計契約顧客数が 250 社を突破し、なおも売上・顧客数ともに増加しており、当社の AI BPaaS の中心となる SaaS として、今後も機能アップデート・事業拡大に取り組んでまいります。

(ⅱ)AI Security 事業

AI Security 事業は、当社グループ会社であるバリオセキュア株式会社が提供する、インターネットセキュリティ関連の事業となります。

同社は、主に中小企業向けのセキュリティ対策を支援するため、「マネージドサービスの対応領域拡大・競争力強化」「成長セキュリティ市場への参入」「既存販売網と異なる新規営業体制の強化」を中期経営計画の目標として定め、実現に向けて人材の獲得、サービス企画・事業開発の強化、ソフトウエア開発等の事業投資を行ってまいりました。

そして、当連結会計年度においては、中堅・中小企業向けサイバー攻撃対策として、セキュリティ対策の構築から運用まで、24/365WORK で請け負う Security BPaaS（BPO as a service）「Vario Ultimate ZERO」を 2024 年８月より販売開始いたしました。

このような状況のもと、マネージドセキュリティサービスの売上収益は、ストック型の積み上げとその低解約率（0.71%）（注）により、安定的に推移しました。特にエンドポイントセキュリティ対策としてサイバー攻撃の兆候を検知する Vario マネージド EDR は、引き続き高い成長となりました。

（注）解約率（金額ベース）＝年間解約金額÷（各年度の期初ベース月次売上収益×12）

費用面に関して、コーポレート機能については適切なコストコントロールを進めましたが、一方で、事業・サービス拡大に伴う人材採用強化による人件費等の増加、また昨今の物価高騰に伴う通信費・各種ライセンス費用等の増加や、新規プロダクト（HEROZ ASK・JOINT）への先行投資等により、売上原価・販売費及び一般管理費は前期比で増加しております。

また、2025 年５月 29 日に「特別損失の計上及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」にて発表いたしました通り、特別損失として減損損失 96,987 千円を計上したほか、主にグループ会社に関して繰延税金資産を新たに計上したこと等により、連結全体での法人税等調整額（△は利益）は減少し△16,359 千円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は 5,929,797 千円（前期比 22.5%増）となり、EBITDA（注）793,932 千円（前期比 11.9%減）、営業利益 306,429 千円（前期比 32.1%減）、経常利益 228,233 千円（前期比 38.1%減）、親会社株主に帰属する当期純損失 177,709 千円（前期は 1,134,535 千円の損失）となりました。

（注）EBITDA（営業利益＋減価償却費＋敷金償却＋のれん償却額（特別損失計上分を除く）＋株式報酬費用＋棚卸資産評価損）

なお、セグメント別の業績は以下のとおりです。

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注）1	連結計算書類計上額
	AI/DX 事業	AI Security 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,262,257	2,667,539	5,929,797	－	5,929,797
セグメント間の内部売上高又は振替高	9,562	－	9,562	△9,562	－
計	3,271,820	2,667,539	5,939,359	△9,562	5,929,797
セグメント利益	775,896	789,335	1,565,231	△1,258,802	306,429
その他の項目					
減価償却費	129,100	129,968	259,069	－	259,069
のれん償却額	71,928	85,843	157,771	－	157,771

（注）1．セグメント利益の調整額△1,258,802 千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2．セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は 419,272 千円であり、その主なものは自社プロダクト開発等に係るソフトウェア・ソフトウェア仮勘定となります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、金融機関からの短期借入れ 200,000 千円及び長期借入れ 800,000 千円により、資金を調達しました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 14 期 (2022 年４月期)	第 15 期 (2023 年４月期)	第 16 期 (2024 年４月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2025 年４月期)
売　　上　　高(千円)	－	2,980,673	4,841,640	5,929,797
経　常　利　益(千円)	－	216,186	368,859	228,233
親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	－	△574,334	△1,134,535	△177,709
１株当たり当期純損失（△）(円)	－	△38.22	△75.45	△11.79
総　　資　　産(千円)	－	8,673,048	7,691,233	8,147,668
純　　資　　産(千円)	－	6,080,329	5,143,074	5,201,437
１株当たり純資産（円)	－	388.97	314.36	301.15

（注）当社は、第 15 期より連結計算書類を作成しておりますので、第 14 期の財産及び損益の状況については記載しておりません。また第 15 期は、子会社の損益計算書を第３四半期決算より連結しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 14 期 (2022 年４月期)	第 15 期 (2023 年４月期)	第 16 期 (2024 年４月期)	第 17 期 (当事業年度) (2025 年４月期)
売　　上　　高(千円)	1,482,969	1,572,580	1,747,091	2,025,990
経常利益又は経常損失（△）(千円)	87,790	127,051	101,439	△53,283
当期純利益又は当期純損失（△）(千円)	49,401	80,303	△1,823,086	△295,951
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	3.29	5.34	△121.24	△19.64
総　　資　　産(千円)	6,635,384	6,772,006	5,129,902	5,734,352
純　　資　　産(千円)	6,440,758	6,564,101	4,798,870	4,555,594
１株当たり純資産（円)	428.65	434.83	315.05	295.71

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
バリオセキュア株式会社	751,798 千円	42.8%	マネージドセキュリティサービス インテグレーションサービス
株式会社ストラテジット	34,998 千円	94.4%	SaaS 導入支援 「JOINT」の提供
株式会社エーアイスクエア	90,000 千円	53.9%	AI を活用した各種 IT サービスの提供及びコンサルティング 「QuickSummary2.0」の提供
株式会社 ティファナ・ドットコム	200,000 千円	100.0%	AI 事業（「AI さくらさん」シリーズの提供）
VOIQ 株式会社	500 千円	80.0%	AI を活用したインサイドセールス支援事業

（注）2024 年７月に VOIQ 株式会社を設立し、同年８月に bizy 株式会社から事業を譲受し、同社を連結子会社としました。

③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度における我が国の経済状況は、所得・雇用環境が改善される中、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が期待されているものの、世界的な金融引締めや急激な為替・株価変動、中東・ウクライナ情勢及び物価の上昇が国内景気に及ぼすリスクが見られる等、先行きが不透明な状況が続いております。

その一方で、情報サービス業界においては、従来なかったスピード感での技術革新や、少子高齢化・生産年齢人口の減少等を受け、デジタル技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）に関する投資が引き続き拡大を続けています。特に、AI市場においては、OpenAI社による「ChatGPT」のリリースに端を発した、各産業におけるAIトランスフォーメーション（以下、「AIX」という。）に関する投資の加速が続いており、まさに現在進行形で、LLM（Large Language Model：大規模言語モデル）を含むAIの技術競争・需要拡大・社会実装が急激なスピードで進んでおります。なお、当社グループでは、AIXとは、AIを社会に浸透させることにより、その力を通じて既存の業務プロセスやビジネスモデル等を含めて社会全体に抜本的な変革を起こすこと、と捉えております。LLMを含むAIが当たり前のように社会全体に浸透していく中で、AIを業務ツールとして断片的に使うのではなく、より根本的な価値創造・人とAIの共創がテーマとなる世界が到来しております。また、国内外において、AIが社員のように自律的にタスク・業務を遂行する「AIエージェント」に関する機運・注目も高まっており、AIエージェントの実現・拡充を通じた新たな価値提供・業務プロセス変革が求められる時代に突入しています。

そして、SaaS市場においても、導入の需要のみならず、「ニーズの多様化に伴うSaaS間連携」「統合管理の複雑化によるセキュリティ要件の高度化」等に関する需要拡大が見込まれるほか、セキュリティ市場においても、サイバーセキュリティ攻撃による脅威が年々増加しており、ランサムウェア（身代金要求型ウイルス）によるサイバー攻撃被害が国内外の様々な企業や医療機関等で続き、国民生活や社会経済に影響が出る事例も発生しています。

このような状況の下で、当社では、継続的な事業拡大のため、以下の課題について対応が必要であると考えております。

① AI・SaaS関連の新技術への対応

当社グループは、HEROZ3.0として「AI BPaaS」を掲げ、単なるSaaSツールの提供会社にとどまらず、生成AIや複数の分野・領域にまたがるAIエージェントをフル活用し、AIが業務全体を自律的に遂行・最適化するAgentic Workというかたちで価値提供を行い、社会全体にAIXを起こしていくことを目指しております。現在市場に流通しているAIエージェントの多くは、特化型エージェントやワークフロー補助型エージェントなど、ある程度定式化されたプロセス内での業務遂行・実行を行うものとなっておりますが、当社グループは、そこからさらに進化した「AI Agent2.0」として、「Meta Agent」（課題分解、ゴール設定、解決策探索・実行までを完全自律的に遂行し、業務全体を再構築できる自律型AIエージェント）の実現を目指し、社会全体への価値提供・事業成長に繋げてまいりたいと考えております。

上記の戦略推進においては、AI関連・SaaS関連の技術が根幹となりますが、これらの技術は、将来的な利用可能性の高さやニーズの多様化等から、国内外で研究開発が活発に行われております。このような事業環境の下で当社グループが事業を継続的に拡大していくには、様々な新技術にスピード感をもって対応していくことが必要であると認識しております。

特に、先述のとおり、OpenAIによる大規模言語モデル「ChatGPT」をはじめとしてAIに関する技術革新・技術競争は激しさを増しており、またAIエージェントに関する注目・機運も高まる中で、各企業がAIXに関する投資を拡大するなど、新技術への対応は急激なスピードで重要性を増しております。

当社では、現在所属している一般社団法人「人工知能学会」の賛助会員や一般社団法人「日本ディープラーニング協会」の正会員として最先端の情報収集に努めており、技術力向上に取り組んでおります。

また、2024年5月に当社で生成AIを用いたAIアシスタントSaaS「HEROZ ASK」を、グループ会社の株式会社ストラテジットでSaaS連携プラットフォーム「JOINT iPaaS for SaaS」を正式

リリースしており、同サービスの事業拡大・各種連携を進めることで社会全体の AI 実装・AIX をさらに加速していきたいと考えております。それに加えて、今後、各種 SaaS サービスのアップデート・機能拡充のみならず、次世代の AI エージェント実現や、従来なかった新規分野・領域における AIX を目指し、AI・SaaS・セキュリティ分野等における積極的な研究開発も引き続き進めてまいります。

② セキュリティサービス関連の新技術・社会変化への対応

当社のグループ会社であるバリオセキュア株式会社はインターネットセキュリティ関連事業を営んでおりますが、インターネットセキュリティ関連分野においては、クラウドサービスの利用拡大やワークスタイルの変化、そして、巧妙化するサイバー攻撃により、セキュリティの脅威は社外、社内という境界を越えて存在するようになりました。このような環境下、同社では、外部からのリスクを防御するマネージドセキュリティサービスに加え、セキュリティリスクを検知し、脅威を除去する端末側のセキュリティサービスやデータの保護・復旧を行うバックアップサービスなど、事業領域を拡大してまいりました。同社の中期経営計画では、セキュリティサービスを包括的に提供する統合セキュリティベンダーとして、各種サービスの提供を行っていく予定です。今後も新たなセキュリティ課題に対する需要が拡大する中、市場の変化に対応したサービスを提供してまいります。

③ 人材の確保

当社グループは、AI 市場をはじめとする情報サービス業界全体の拡大、新規参入企業の増加、顧客・ユーザのニーズの多様化、急激な技術革新等に迅速に対応していくため、最先端の技術を有する人材の確保、育成が必要と考えております。

しかし、優秀な技能を持つ人材獲得は、他社とも競合し、安定した人材確保が容易ではない状況が今後も継続すると考えております。

当社グループとしましては、技術力の高さを通じて市場でのプレゼンスを高めることや、採用領域における次世代型 AI エージェントの実現・機能向上、広報活動・マーケティング活動の強化、及び優秀な人材が興味や関心を持つ分野での各種取り組みを強化すること等により、会社の魅力を訴求していくことが重要であると考えております。また、社内研修の強化等を図っていくことで人材の育成につなげるほか、人事制度の整備・運用やエンゲージメントサーベイなどを実施し、従業員の定着率向上に努めてまいりたいと考えております。

④ 情報管理体制の強化

当社グループでは、現在、様々な業界に対して AI SaaS 関連サービスの提供を行っております。このような AI・SaaS 関連のソリューション提供のためには、それぞれの業界において蓄積されたデータが必要になるため、データを有する企業とのパートナーシップ戦略を採用しております。その結果、顧客の機密情報を扱うこととなっているため、情報管理規程等に基づいた管理を徹底しており、今後も社内教育を継続して行ってまいります。

⑤　SDGs に関する課題への対応

当社グループは、グループ内に蓄積された AI・SaaS 関連技術、データ等を活用して様々な社会課題を解決し、持続可能な社会を実現するべく、以下の重点方針に従い、SDGs（Sustainable Development Goals）に関する取り組みを進めてまいります。

＜重点方針＞

・AIX の推進

当社グループは、HEROZ3.0 として「AI BPaaS」を掲げ、単なる SaaS ツールの提供会社にとどまらず、生成 AI や複数の分野・領域にまたがる AI エージェントをフル活用し、AI が業務全体を自律的に遂行・最適化する Agentic Work というかたちで価値提供を行い、社会全体に AIX を起こしていくことを目指しております。これらの戦略・事業活動を通じて、国内における労働人口不足問題の解決に取り組むとともに、人と AI が当たり前に協走・協創する社会の実現を目指し、各産業の AI BPaaS を推進してまいります。

・AI を通じた地域社会や地球環境への貢献

温度や湿度等を快適にする建物制御システムに当社の AI を搭載する等、省エネルギー化につながる AI を提供し、環境負荷を軽減する取り組みに参加いたします。

・働きがいのある環境づくり

在宅勤務の導入や休暇取得の促進等、従業員の意向を踏まえた快適な労働環境を提供しております。また、残業時間のモニタリングや産業医面談等、長時間労働や過重労働を防ぐための体制を作り、役職員の健康管理にも配慮しております。

・人材育成・価値発揮

社員一人一人が、自己の能力を高めることができる業務体制や人事制度を整えているほか、研修や定期的な勉強会を実施する等自己研鑽の機会を設け、社員が個性を発揮しながら創造力を働かせて挑戦し続けることができる環境を提供しております。また、人事制度に関してはグループ内で適宜見直しを行い、臨機応変に整備を行うことにより人材力の強化に努めております。

・最先端技術のリード

「①　AI・SaaS 関連の新技術への対応」に記載した内容とも関連しますが、最新技術に関する情報収集等をスピード感をもって行い、高品質で最先端な AI を提供するよう努めております。また、後述の「⑦　知的財産権の確保等について」にも関連した内容となりますが、当社グループが発案した知的財産の権利化を進め、可能な限り、知的財産を活用できる取り組みも進めております。

⑥　システム基盤の強化

当社グループの収益の基盤となるサービスを展開するためには、大量の情報処理やシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保及びサーバの最適化を通じて、安定稼働に努めてまいります。

⑦　知的財産権の確保等について

当社グループでは、日々の AI ソリューション提供や SaaS 関連サービスの提供から生じた新規性のある独自技術の保護のために、単独又は共同開発企業等と共同で、それらに関する特許権等の知的財産権の取得を図っております。

しかしながら、AI・SaaS 関連分野においては、国内外大手 IT 企業等が知的財産権の取得に積極的に取り組んでいるため、当社も特許権等の取得により当社の活動領域を確保することが課題であると認識しております。今後、様々な業界に対して AI を開発することによって有用な知見が得られることが期待されるため、外部専門家とも協力しながら、独自の技術分野については、他社に先立って戦略的に特許権等を取得していきます。

⑧　サービスの品質・安全性及び健全性の確保・向上

当社グループでは、BtoB 領域において「HEROZ ASK」「JOINT」「QuickSummary2.0」「AI さくらさん」等の SaaS 関連サービスを提供しておりますが、今後これらのサービスをさらに提供・拡大していくにあたり、サービスの品質や安全性の向上は重要な課題であると考えております。今後、生成 AI 関連の技術も含め最新技術の収集に努めるとともに、より長期的にご利用いただけるサービスを目指し、妥協のない新機能開発・向上を追求していきたいと考えております。

また、当社では、BtoC サービスにおいて「将棋ウォーズ」等の個人向けアプリサービスを提供しており、ユーザが安心して同サービスをご利用いただけるように、下記のガイドラインを設け、その安全性・健全性の確保に努めております。

当社の安全性・健全性に関するガイドライン

第１条（目的）

このガイドラインは、HEROZ 株式会社（以下「当社」という）が運営・提供するゲーム等のサービスについて、当該サービスを利用する者（以下「利用者」という）が安心・安全に楽しめるサービスの提供を実現するために必要な施策を示すことを目的とする。

第２条（施策）

前条の目的を達するために以下の施策を行う。

(1) 法令遵守の徹底

サービスの開発・提供に際して、景品表示法その他の関連する法令を遵守する。提供するサービスについて将来的に違法と判明した場合は、直ちに停止する。

(2) 18 歳未満の利用者の保護の徹底

入会時もしくは課金時に年齢認証を行い、18 歳未満の利用者による過度な課金利用を未然に防止する。月間課金上限額（税抜）については、18 歳未満利用者の場合、月額 20,000 円とし、16 歳未満の場合は月額 5,000 円とする。

(3) リアル・マネー・トレード（RMT）の禁止

RMT は一切禁止とする。利用規約において RMT を禁止している旨を明記するとともに、RMT 利用が判明した利用者には、強制退会も含め、速やかに必要な措置を講じる。

(4) 不適切行為に対する措置

利用規約違反など、サービスにおいて不適切と判断される行為を行った利用者に対しては、強制退会も含め、速やかに必要な措置を講じる。

(5) 利用者間コミュニケーションの監視

利用者間のコミュニケーションが安心・安全に行われるよう、定期的に監視し、利用者間の不適切なコミュニケーションを発見した場合には迅速な対処を行う。

(6) 適切な有料アイテム出現確率

有料ガチャのようにランダムで出現する有料アイテムについては、その出現確率を適切な水準に設定する。

(7) 社員研修・教育

サービスの安全性・健全性を向上させるため、社員の研修・教育を実施する。

第３条（更新）
　サービスの変化、利用者の状況の変化、その他社会状況等の変化に鑑み、当ガイドラインの内容を最適な状態とするべく努力をする。

⑨　内部管理体制の強化

当社グループにおきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、当社及び当社グループの事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社及び当社グループの成長速度に見合った人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と研修活動を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2025 年 4 月 30 日現在）

事　業　区　分	会　　社　　名	事　　業　　内　　容
ＡＩ/ＤＸ　事 業	HEROZ 株式会社	BtoC サービス（「将棋ウォーズ」の運営） BtoB サービス（各種 AI ソリューション事業、「HEROZ ASK」の提供）
	株式会社ストラテジット	SaaS 導入支援 「JOINT」の提供
	株式会社 エーアイスクエア	AI を活用した各種 IT サービスの提供及びコンサルティング 「QuickSummary2.0」の提供
	株式会社 ティファナ・ドットコム	AI 事業（「AI さくらさん」シリーズの提供）
	VOIQ 株式会社	AI を活用したインサイドセールス支援事業
AI Security 事業	バリオセキュア株式会社	マネージドセキュリティサービス インテグレーションサービス

(6) 主要な事業所（2025 年 4 月 30 日現在）

会社名	名称	所在地
HEROZ 株式会社	本社	東京都港区
バリオセキュア株式会社（子会社）	本社 大阪オフィス 福岡営業所	東京都千代田区 大阪府大阪市西区 福岡県福岡市博多区
株式会社ストラテジット（子会社）	本社	東京都港区
株式会社エーアイスクエア(子会社)	本社	東京都港区
株式会社ティファナ・ドットコム(子会社)	本社 大阪営業所	東京都目黒区 大阪府大阪市北区
VOIQ 株式会社（子会社）	本社	東京都港区

(7) 使用人の状況（2025 年 4 月 30 日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
AI/DX 事業	175 人	34 人増
AI Security 事業	75 人	1 人増
報告セグメント計	250 人	35 人増
全社（共通）	44 人	3 人増
合計	294 人	38 人増

（注）1．グループ会社の使用人の状況は、各社の直近の決算日に準拠しております。
2．使用人数は、正社員及び契約社員の数であります。なお、臨時従業員の総数が、使用人数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しております。
3．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4．AI/DX 事業における使用人数の増加は、主に当社における業容の拡大に伴う新卒採用及び中途採用によります。

③ 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
97 人	18 人増

（注）使用人数は正社員の他、契約社員も含みます。

(8) 主要な借入先の状況（2025 年 4 月 30 日現在）

グループ会社の主要な借入先の状況は、下記のとおりとなります。

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	875,562 千円
株式会社あおぞら銀行	412,500 千円
株式会社商工組合中央金庫	275,000 千円
株式会社三井住友銀行	200,000 千円
株式会社横浜銀行	194,400 千円
株式会社千葉銀行	97,200 千円

（注）グループ会社の借入状況は、直近の決算日に準拠しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（2025 年４月 30 日現在）

(1) 発行可能株式総数　　52,600,000 株

(2) 発行済株式の総数　　15,174,468 株

（注）発行済株式の総数は、新株予約権の行使による増加 104,200 株及び譲渡制限付株式の付与 28,308 株並びに自己株式の消却による減少 3,192 株により 129,316 株増加しております。

(3) 株主数　　12,557 名

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
林　隆弘	4,337,961	28.58
高橋　知裕	4,337,961	28.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	713,800	4.70
ビッグローブ株式会社	400,000	2.63
株式会社竹中工務店	163,132	1.07
株式会社コーエーテクモゲームス	161,676	1.06
山下　雅之	82,000	0.54
池田　立野	78,452	0.51
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	51,300	0.33
株式会社ＵＹＥＫＩ	44,000	0.28

（注）１．上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。
２．自己株式は所有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2023 年７月 27 日開催の第 15 期定時株主総会に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

2024 年８月 23 日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として、新株式の発行を決議し、2024 年９月 19 日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）４名に対し新株式 12,648 株の交付を行っております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年４月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 ＣＥＯ	林　　隆弘	バリオセキュア株式会社取締役 株式会社ストラテジット取締役 株式会社エーアイスクエア取締役 株式会社ティファナ・ドットコム取締役 楽待株式会社社外取締役 VOIQ株式会社取締役
代表取締役 ＣＲＯ	高橋　知裕	株式会社ティファナ・ドットコム取締役
取締役 ＣＴＯ	井口　圭一	バリオセキュア株式会社取締役 VOIQ株式会社取締役
取締役 ＣＦＯ	森　　博也	バリオセキュア株式会社取締役 株式会社ストラテジット取締役 株式会社エーアイスクエア取締役 株式会社ティファナ・ドットコム代表取締役 VOIQ株式会社取締役
取締役（監査等委員）	井上　智宏	ベンチャーインク会計事務所代表
取締役（監査等委員）	上山　　亨	カケルパートナーズ合同会社代表社員 ビープラッツ株式会社社外取締役 株式会社いつも社外取締役(監査等委員) イシン株式会社社外取締役 株式会社M&A総研ホールディングス社外取締役
取締役（監査等委員）	金丸祐子	外苑法律事務所パートナー弁護士 アキュリスファーマ株式会社社外監査役 Bleaf株式会社社外監査役 株式会社エーアイ社外取締役(監査等委員) MIRARTH ホールディングス株式会社社外取締役

（注）１．取締役（監査等委員）である井上智宏氏、上山亨氏及び金丸祐子氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）井上智宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．取締役（監査等委員）金丸祐子氏は、弁護士の資格を有しており、法務面に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムに通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
５．当社は、社外取締役である井上智宏氏、上山亨氏及び金丸祐子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等のために締結される保険契約

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づき当社取締役を被保険者とする

役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険においては、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害等について填補されることとなっております。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 指名報酬委員会の設置

当社では、取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、取締役候補者の選任及び取締役の報酬等の決定過程において、手続の客観性、透明性及び公平性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能のさらなる充実を図ることを目的として設置しております。

取締役候補者の選任については、取締役のスキルの検討のほか、取締役候補者の選任方針や個別の候補者案の検討等、当社の経営戦略に照らして必要な人材の選出のための検討を進めております。また、報酬等については、報酬体系の構築や報酬等の決定方針の策定、及び個人別報酬額等を審議対象としており、業績との連動性を確保しつつ、成果が反映される報酬体系の構築を検討しております。これらを通じて、決定過程の透明性や公平性を確保し、企業価値の持続的な向上に資するような制度づくりを目指しております。

取締役会は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役候補者や取締役の報酬等について最終決定することとなっております。

指名報酬委員会の委員は、上山亨氏（委員長、社外取締役）、林隆弘氏（代表取締役 CEO）、井上智宏氏（社外取締役）及び金丸祐子氏（社外取締役）であり、過半数の独立社外取締役により構成されております。また、決定過程の客観性・透明性をより高めるため、委員長には独立社外取締役を任命しております。

(5) 取締役の報酬等

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下①②において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を下記のとおり定めております。決定方針につきましては、任意の指名報酬委員会にて審議のうえ、取締役会に答申し決議しております。

〈基本方針〉

・中長期的な業績及び企業価値の向上等に資するものとします。
・取締役の役割と責任に値する報酬水準とします。
・報酬等の決定においては、社外取締役を委員長とし、過半数が社外取締役により構成される指名報酬委員会に諮問することにより、報酬等決定プロセスの透明性を確保します。

〈報酬水準〉

取締役の職務内容や実績を考慮するほか、報酬等の客観性を確保するため、外部専門機関の調査による他社事例を参考に、主に同業他社の報酬水準を考慮して設定します。

〈決定プロセス〉

報酬等の決定においては、指名報酬委員会が上記基本方針及び報酬水準に基づき検討し、その結果を取締役会に答申します。取締役会は、当該答申を十分に考慮したうえで、個人別の報酬等の内容について決議します。

〈報酬体系〉

取締役の報酬は、固定報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬及び中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成されます。具体的な報酬等の額又はその算定方法、報酬の支給時期等は、以下のとおりです。

【固定報酬】及び【業績連動報酬】

	固定報酬 （基本報酬）	業績連動報酬 （賞与）	報酬限度額
支給基準	役割と責任に応じて支給	定量評価と定性評価を考慮し決定 ・定量評価 各取締役が設定した定量評価目標値に対する達成率に応じて５段階評価を行う ・定性評価 各取締役が設定した役割と目標に対して、行動と結果業績に応じて５段階評価を行う	各事業年度の固定報酬と業績連動報酬の総額は、年額150百万円以内（2017年７月24日開催の第９期定時株主総会で決議）
算定方法	取締役総報酬額（年額）の77%相当額（「各事業年度の固定報酬額」という）	取締役総報酬額（年額）の約10%を標準額として、定量評価、定性評価の平均値の評価に基づき、標準額に対して０～200%を乗じた短期インセンティブ額を支給	
支給方法	毎月（現金）	年１回（現金） 各事業年度の定時株主総会が終了する日の属する月の翌月末に支給	

【譲渡制限付株式報酬】
当事業年度の役務提供に対する対価として、事業年度ごとに、事前交付型譲渡制限付株式報酬を付与します。当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し付与する株式数は、当事業年度の報酬全体に占める譲渡制限付株式報酬の基準額を、取締役会における割当決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）で除した数（年 30,000 株以内）とします。
取締役会による別段の決議がある場合を除き、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除します。

〈各種報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合〉
固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の割合については、健全なインセンティブとして機能するよう適切な支給割合を決定します。当社としては、中長期的な視点での業績向上及び企業価値の最大化を目指す経営を取締役に求めていることから、取締役の報酬についても固定報酬の支給に加えて、短期業績に基づく業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬を導入しております。

②役員の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬算定の公平性、報酬水準と各取締役の職務内容・貢献度等とのバランス、当社業績との関連性等を考慮し、決定方針との整合性について監査等委員も含めて総合的に検討しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

③監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみとし、その額、支給時期、配分等の具体的な内容については、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における各委員の貢献度等を勘案して、監査等委員会において決定します。

④当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役(監査等委員を除く。) （うち社外取締役）	101,469 (−)	79,968 (−)	7,499 (−)	14,001 (−)	4 (−)
取締役(監査等委員) （うち社外取締役）	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	− (−)	− (−)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	112,269 (10,800)	90,768 (10,800)	7,499 (−)	14,001 (−)	7 (3)

（注）2017年7月24日開催の第9期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額25百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）及び取締役（監査等委員）の員数はそれぞれ3名であります。また、金銭報酬とは別枠で、2023年7月27日開催の第15期定時株主総会において、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）への譲渡制限付株式に関する報酬等として、年額35百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）井上智宏氏は、ベンチャーインク会計事務所の代表でありますが、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

・取締役（監査等委員）上山亨氏は、カケルパートナーズ合同会社の代表社員であり、また、ビープラッツ株式会社の社外取締役、株式会社いつもの社外取締役（監査等委員）、イシン株式会社の社外取締役、株式会社M&A総研ホールディングスの社外取締役を兼職しております。これらの兼職先はいずれも当社との間に特別な関係はありません。

・取締役（監査等委員）金丸祐子氏は、外苑法律事務所のパートナー弁護士、アキュリスファーマ株式会社の社外監査役、Bleaf株式会社の社外監査役、株式会社エーアイの社外取締役（監査等委員）、MIRARTHホールディングス株式会社の社外取締役を兼職しております。これらの兼職先はいずれも当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役 （監査等委員）	井 上 智 宏	当事業年度において開催された取締役会18回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち全てに出席いたしました。 取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取　締　役 （監査等委員）	上 山　　亨	当事業年度において開催された取締役会18回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち全てに出席いたしました。 取締役会及び監査等委員会において、経営と金融等に関する幅広い知識と経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取　締　役 （監査等委員）	金 丸 祐 子	当事業年度において開催された取締役会18回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち全てに出席いたしました。 取締役会及び監査等委員会において、弁護士としての専門的見地から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,500 千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,500 千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．上記以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度に支出した報酬が2,000 千円あります。

３．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

４．当社の重要な子会社のうち、バリオセキュア株式会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去２年間に受けている行政処分

金融庁が 2023 年 12 月 26 日付で発表した処分の概要

①　処分対象

太陽有限責任監査法人

②　処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（2024 年１月１日から同年３月 31 日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止３ヶ月（2024 年１月１日から同年３月 31 日まで）

③　処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、継続的な企業価値向上を目指しつつ公正・誠実な事業活動を行うために、取締役及び使用人に対しては、法令及び規程等を遵守し適正に職務を行うことを、周知・徹底します。法令違反行為等があった場合は、「就業規則」等に基づき適切に対処するなど、リスク管理体制の強化に取り組みます。そのために、コンプライアンス委員会の定期的な開催や、会社規程等の整備と検証及び見直しを行うことにより、リスク管理体制の充実を図ります。また、当社は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力等からの不当要求の拒絶等については、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応します。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効な運用及び評価を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」等に則り、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録して適切に保存及び管理します。また、「情報管理規程」を定め、情報資産の保護・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に係るリスクを適切に評価及び認識し、それぞれのリスクを予防するための措置を取るために、内部監査担当者による定期的な監査を実施いたします。これにより、法令及び定款等の違反その他の事由に基づく損失の危険を未然に回避、予防し、又は管理します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が適切かつ効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程である「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営上の重要事項の審議・決定を行います。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の管理及び報告に関する体制
当社は「関係会社管理規程」を定め、当社と子会社が相互に協力し合うことで、企業集団が効果的かつ効率的に運営出来る体制を整備しております。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容や規模等を勘案して、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を必要とする事項を決定しております。

・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社に対して業績を含む職務執行状況に関する報告を定期的に求め、又、子会社の取締役や監査役として派遣された当社人員が子会社の役職員の職務執行状況を直接確認すること等を通じて、子会社の経営上のリスクを管理・監督し、必要に応じて指導を行います。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社は、事業内容や規模等に応じた社内規程等を制定し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、これらを運用しております。

・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、子会社の内部監査担当と連携を図り、当社及び子会社で実施した内部監査結果の共有を受け、その適正性を確認しております。また、必要に応じて、子会社に対して直接内部監査を実施します。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努めることとします。なお、当該補助使用人は、業務の執行に係る職位を兼務しないことに努める等、独立性を確保することに努めます。

⑦　監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた取締役及び使用人は、当該指示については専ら監査等委員会の指示命令に服することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部門長等の指揮命令を受けないこととします。

⑧　取締役及び使用人が、監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な決裁書類等を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備し、併せて、監査等委員に代表取締役、会計監査人、内部監査担当者が実施した監査結果の報告や意見・情報交換を行う場を提供します。

また、当社の取締役及び使用人は、不正又は法令及び定款等の違反等、又は内部通報があった事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査等委員に報告するものとします。なお、「内部通報規程」を定めることで、監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底いたします。

⑨　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用等の償還請求に応じます。

⑩　その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び内部監査担当者は、監査等委員と定期的に意見交換を行う機会を持つこととします。また、監査等委員は取締役会に参加するとともに、必要に応じて重要な会議等の社内会議体に出席し、重要な報告を受ける体制を構築します。なお、監査等委員会は、会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の実効性を図ることとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　リスク管理体制の状況

当社では、「リスク管理規程」等に基づき、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

②　内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、経営企画を管掌する部門の責任者が内部監査担当者として実施しております。ただし、監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときには、代表取締役の指示を受けて他の部署に属する者が監査業務を行っております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,538,859	流動負債	1,487,282
現金及び預金	1,733,938	買掛金	142,492
売掛金	831,717	短期借入金	200,000
契約資産	64,421	1年内返済予定の長期借入金	483,464
棚卸資産	152,783	未払法人税等	51,977
預け金	1,410,387	契約負債	212,497
その他	345,610	賞与引当金	43,689
固定資産	3,608,808	株主優待引当金	18,322
有形固定資産	215,401	その他	334,839
建物及び構築物	22,352	固定負債	1,458,948
工具、器具及び備品	178,572	長期借入金	1,371,198
建設仮勘定	14,476	退職給付に係る負債	9,120
無形固定資産	2,572,398	その他	78,630
のれん	1,896,451	負債合計	2,946,230
ソフトウエア	474,832	(純資産の部)	
ソフトウエア仮勘定	201,114	株主資本	4,551,663
投資その他の資産	821,009	資本金	44,746
投資有価証券	356,294	資本剰余金	5,302,739
繰延税金資産	200,689	利益剰余金	△795,822
その他	264,024	その他の包括利益累計額	18,089
		その他有価証券評価差額金	18,089
		新株予約権	68,297
		非支配株主持分	563,386
		純資産合計	5,201,437
資産合計	8,147,668	負債純資産合計	8,147,668

連結損益計算書

（2024年5月1日から
2025年4月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		5,929,797
売上原価		3,241,852
売上総利益		2,687,944
販売費及び一般管理費		2,381,515
営業利益		306,429
営業外収益		
受取利息	955	
為替差益	727	
補助金収入	3,550	
保険解約返戻金	2,717	
還付加算金	24	
その他	3,094	11,069
営業外費用		
支払利息	18,160	
投資有価証券運用損	24,210	
株主優待関連費用	40,770	
その他	6,124	89,265
経常利益		228,233
特別損失		
減損損失	96,987	96,987
税金等調整前当期純利益		131,245
法人税、住民税及び事業税	122,363	
法人税等調整額	△16,359	106,003
当期純利益		25,241
非支配株主に帰属する当期純利益		202,951
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△177,709

連結株主資本等変動計算書

（2024年5月1日から
2025年4月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	21,784	5,305,332	△618,113	－	4,709,003
当連結会計年度変動額					
新株の発行	22,962	22,962			45,924
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△177,709		△177,709
自己株式の取得				△152	△152
自己株式の消却		△152		152	－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△25,402			△25,402
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	22,962	△2,592	△177,709	－	△157,339
当連結会計年度末残高	44,746	5,302,739	△795,822	－	4,551,663

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	20,571	20,571	58,912	354,587	5,143,074
当連結会計年度変動額					
新株の発行					45,924
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					△177,709
自己株式の取得					△152
自己株式の消却					－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				△3,414	△28,816
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△2,482	△2,482	9,385	212,213	219,116
当連結会計年度変動額合計	△2,482	△2,482	9,385	208,799	58,363
当連結会計年度末残高	18,089	18,089	68,297	563,386	5,201,437

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数　　５社

・連結子会社の名称　　バリオセキュア株式会社、株式会社ストラテジット、株式会社エーアイスクエア、株式会社ティファナ・ドットコム、VOIQ 株式会社

当連結会計年度においては、新たに子会社として設立した VOIQ 株式会社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は全て２月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

ロ.棚卸資産

・商品、仕掛品、貯蔵品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、取得価額 10 万円以上 20 万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３～18 年

工具、器具及び備品　３～15 年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費　　支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ.株主優待引当金　　株主優待制度に基づき、株主に付与した株主優待ポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥　収益及び費用の計上基準

（ⅰ）AI/DX 事業

（BtoC サービス）

アイテムの購入に関しては、顧客であるユーザが当該アイテムを用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、ユーザのアイテム購入分のうち報告期間の末日において使用が完了しているものを収益認識し、未使用分については残高に相当する金額を契約負債へ振り替えております。

また、有料会員の月額利用料についても、上記と同様に当社が会員ごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、毎月の利用料総額を収益認識したうえで、有料会員の特典として付与されるアイテムのうち、報告期間の末日における未使用分について残高に相当する金額を契約負債へ振り替えております。

（BtoB サービス）

初期設定フィーに関しては、義務の履行により、他に転用できない資産が創出され、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有することから、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであると判断しており、原則として報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益及び契約資産を認識しております。

この進捗度の測定は、作業の進捗に伴って原価が発生していると考えられることから、進捗の実態を適切に反映するためにインプット法を採用しており、具体的には、主として当期までに発生した実績工数を契約完了までに発生すると見積もった総工数と比較することにより進捗率の見積りを行っております。

また、継続フィーに関しては、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであるとみなし、契約条件に基づいて毎月収益認識を行っております。

（ⅱ）AI Security 事業

（マネージドセキュリティサービス）

統合型インターネットセキュリティサービスにおいて、運用管理サービスの提供を行っており、運用管理サービスは契約期間にわたり時の経過に基づき充足されると考えられるため、この期間にわたり収益を計上しております。また、運用管理サービスは、履行義務が契約に定められた期間において顧客に役務を提供することによって充足されるため、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額で計上しております。

この運用管理サービスは、売上収益計上月の月末締めの翌月末もしくは翌々月末までに支払いを受けております。

（インテグレーションサービス）

中小企業向け統合セキュリティ機器販売及びライセンス付きソフトウエアの販売を行っております。

VCR（Vario Communicate Router）の顧客に対して計上する統合セキュリティ機器販売の収益の履行義務は納品時点で充足され、この時点で収益を計上しております。これは納品時点で顧客は自分の意志で商品を使用、売却することができるようになり、そこから生じる便益を得ることができることから、商品の支配が移転したと考えられるためです。

また、ライセンス付きソフトウエアの収益は、ライセンス期間にわたり役務を提供する義務を負っており、当該履行義務は、ライセンス期間にわたる役務の提供によって充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足されるライセンス期間において計上しております。当該履行義務は、契約に定められた期間において顧客に役務を提供することによって充足されるため、収益は、原則として契約期間に応じて期間均等額で計上しております。

統合セキュリティ機器販売の収益の対価は、セキュリティ機器の納品時に顧客に対し請求し、おおむね売上収益計上月の月末締めの翌月末もしくは翌々月末までに一括で支払いを受けております。また、ライセンス付きソフトウエアの収益はサービス提供開始時に一括で支払いを受けております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

9 年～15 年間で均等償却しております。

2．会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの評価

①　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん　　1,896,451 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの当連結会計年度末の連結計算書類に計上されているのれんの内訳は下記のとおりとなります。

・987,195 千円　2022 年 9 月に、バリオセキュア株式会社を連結子会社化した際に発生したもの
・240,810 千円　　2023 年 11 月に、株式会社エーアイスクエアを連結子会社化した際に発生したもの
・632,444 千円　　2024 年 3 月に、株式会社ティファナ・ドットコムを連結子会社化した際に発生したもの、及び、条件付取得対価の内容に基づき追加的に認識したもの
・36,000 千円　　当連結会計年度において子会社として設立した VOIQ 株式会社が計上したもの

いずれも、取得時点での対象会社の将来の事業計画等に基づいて超過収益力を検討し、計上しております。

のれんについては、グループ会社における継続した営業損失の発生、経営環境の著しい悪化、事業計画からの大幅な乖離等の有無をもとに減損の兆候の有無を検討しています。減損の兆候を把握した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討していますが、グループ会社の事業計画や経営環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(2) その他の固定資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	215,401 千円
無形固定資産（のれんを除く）	675,947 千円
減損損失	96,987 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

その他の固定資産の減損判定にあたっては、定期的に各資産グループについての減損の兆候の判定を行い、減損の兆候がある場合には、その回収可能価額を見積もっております。回収可能価額の見積りには、当該資産グループから得られると見込まれる将来キャッシュ・フローを使用しております。将来キャッシュ・フローの予測は、将来の市場動向や事業活動の状況等を勘案して策定しておりますが、将来キャッシュ・フローの予測が変更され、回収不能と判断される場合、減損損失を計上する可能性があり、当連結会計年度においては、グループ会社の株式会社ストラテジットにおけるソフトウエアの一部に関して、減損損失を計上しております。

上記の減損損失計上に関しては、判定に使用する事業計画の策定及び回収可能価額の算定等において、当該資産グループに紐づく売上高・費用見込みや設備投資予定額、将来キャッシュ・フローの不確実性等を考慮した割引率が主要な仮定となっており、過去及び直近の実績や経営環境等を勘案して決定しております。株式会社ストラテジットのソフトウエアに関しては、上記の仮定に基づき事業計画・将来キャッシュ・フロー等を精査した結果、回収不能と認められる部分について、減損損失を計上することとなりました。

なお、当連結会計年度において計上することとなった減損損失はソフトウエアの一部であり、今後の事業計画・経営環境等を鑑みて、回収可能と認められる部分については引き続きソフトウエアとして計上しており、当連結会計年度末時点での当該ソフトウエアの残高は 98,006 千円となります。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討していますが、事業計画や経営環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　200,689 千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは繰延税金資産について、将来連結会計年度の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断したうえで計上を行っております。今後の経営環境の変化等によっては、翌連結会計年度において、当該将来連結会計年度の課税所得の見積り及び繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

商品	8,028 千円
貯蔵品	138,884
仕掛品	5,870

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　886,599 千円

(3) 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は次のとおりであります。

流動資産	622 千円
投資その他の資産	7,129

(4)連結子会社であるバリオセキュア株式会社は、運転資金を効率的に調達するため、取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,100,000 千円
借入実行残高	－
差引額	1,100,000

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　15,174,468 株

（注）当連結会計年度において発行済株式の総数は、譲渡制限付株式報酬の付与による増加 28,308 株、新株予約権の行使による増加 104,200 株及び自己株式の消却による減少 3,192 株により、129,316 株増加しております。

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　154,200 株

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余剰資金は、短期的な預金等に限定して、運用を行っております。借入金は、複数の金融機関からの借入によるものであります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式や投資事業組合に対する出資であり、発行体の信用リスクに晒されております。

預け金は、預託先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て１年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

長期借入金及び短期借入金については、資金調達に係る流動性リスクと金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク等）の管理

売掛金については、経理規程に基づき各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては、各社ごとに、回収代行によらないものについては、顧客ごとに、経営企画を管掌する部門が期日管理及び残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、その保有の妥当性を検証しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務については、経営企画を管掌する部門が月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

・金利変動リスクの管理

金利変動リスクを軽減するため、経営企画を管掌する部門による市場動向等のモニタリングを行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また「現金及び預金」「売掛金」「預け金」「買掛金」「未払金」「短期借入金」について、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	8,000	8,000	－
１年内返済予定の長期借入金	483,464	484,219	755
長期借入金	1,371,198	1,367,111	△4,086

（注）１.長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	483,464	483,464	347,614	215,984	215,984	108,152

２.市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	54,297
投資事業有限責任組合への出資	293,997

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	－	8,000	8,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価算定に係るインプットの説明

・投資有価証券

投資有価証券は、非上場株式の新株予約権であり、相場価格が入手できないため、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、時価は当該直近の取引価格に基づいて評価しております。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、その時価をレベル３の時価に分類しております。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
１年内返済予定の長期借入金	－	484,219	－	484,219
長期借入金	－	1,367,111	－	1,367,111

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価算定に係るインプットの説明

・１年内返済予定の長期借入金及び、長期借入金

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

６．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位:千円）

	当連結会計年度
AI/DX 事業	3,262,257
BtoC サービス	1,163,144
BtoB サービス	2,017,427
その他	81,685
AI Security 事業	2,667,539
マネージドセキュリティサービス	2,344,542
インテグレーションサービス	322,997
顧客との契約から生じる収益	5,929,797
外部顧客への売上高	5,929,797

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約及び履行義務については、「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(4) 会計方針に関する事項　⑥　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等　（単位:千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	736,303
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	831,717
契約資産(期首残高)	61,897
契約資産(期末残高)	64,421
契約負債(期首残高)	454,625
契約負債(期末残高)	291,127

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　301 円 15 銭

(2) １株当たり当期純損失　△11 円 79 銭

８. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

企業結合に関する注記

①企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

前連結会計年度に行われた株式会社ティファナ・ドットコムとの企業結合について、取得原価の配分が完了していなかったため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に取得原価の配分が完了し、会計処理を確定しております。なお、前連結会計年度の連結貸借対照表に与える影響は軽微であります。

②企業結合に係る条件付取得対価の会計処理

2024 年３月 25 日に行われた当社による株式会社ティファナ・ドットコムの取得について、当連結会計年度において条件付取得対価の一部の支払が確定したことにより、支払対価を取得原価として取得時に発生したものとみなし、以下のとおり追加的にのれんを認識しました。

１．追加的に認識した取得原価（のれん認識額）　55,165 千円

２．追加的に認識したのれんの償却額　3,677 千円

３．償却方法及び償却期間　15 年間にわたる均等償却

なお、企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及び今後の会計処理方針については、以下のとおりです。

(1) 条件付取得対価の内容

株式取得後３連結会計年度にわたって、同社の AI 事業の売上高に一定の料率を乗じて算出される額が価格調整分の対価として発生する予定です。

(2) 今後の会計処理方針

取得対価の増減が発生した場合には、取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正処理する方針です。

貸 借 対 照 表

（2025年4月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,368,505	流動負債	779,648
現金及び預金	566,338	買掛金	26,602
売掛金	209,335	短期借入金	200,000
契約資産	62,790	1年内返済予定の長期借入金	267,480
前払費用	91,251	未払金	92,006
預け金	1,410,387	未払費用	28,533
その他	28,401	契約負債	80,736
固定資産	3,365,847	預り金	21,047
有形固定資産	99,748	賞与引当金	17,239
建物	6,482	株主優待引当金	18,322
工具、器具及び備品	93,266	その他	27,680
無形固定資産	211,550	固定負債	399,110
ソフトウエア	204,157	長期借入金	399,110
ソフトウエア仮勘定	7,393	負債合計	1,178,758
投資その他の資産	3,054,548	（純資産の部）	
投資有価証券	371,794	株主資本	4,469,207
関係会社株式	2,566,409	資本金	44,746
関係会社長期貸付金	50,000	資本剰余金	5,345,260
長期前払費用	5,538	資本準備金	2,250,356
繰延税金資産	35,311	その他資本剰余金	3,094,904
その他	32,493	利益剰余金	△920,799
貸倒引当金	△7,000	その他利益剰余金	△920,799
		繰越利益剰余金	△920,799
		評価・換算差額等	18,089
		その他有価証券評価差額金	18,089
		新株予約権	68,297
		純資産合計	4,555,594
資産合計	5,734,352	負債純資産合計	5,734,352

損 益 計 算 書

（2024年5月1日から
2025年4月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		2,025,990
売上原価		1,172,650
売上総利益		853,339
販売費及び一般管理費		837,299
営業利益		16,039
営業外収益		
受取利息	772	
補助金収入	3,300	
その他	567	4,639
営業外費用		
支払利息	5,181	
投資有価証券運用損	24,210	
株主優待関連費用	40,770	
その他	3,800	73,962
経常損失（△）		△53,283
特別損失		
関係会社株式評価損	231,892	231,892
税引前当期純損失（△）		△285,175
法人税、住民税及び事業税	7,455	
法人税等調整額	3,320	10,775
当期純損失（△）		△295,951

株主資本等変動計算書

（2024年5月1日から2025年4月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	21,784	2,227,393	3,095,056	5,322,450	△624,848	△624,848	－	4,719,386
当期変動額								
新株の発行	22,962	22,962		22,962				45,924
当期純損失（△）					△295,951	△295,951		△295,951
自己株式の取得							△152	△152
自己株式の消却			△152	△152			152	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								－
当期変動額合計	22,962	22,962	△152	22,810	△295,951	△295,951	－	△250,178
当期末残高	44,746	2,250,356	3,094,904	5,345,260	△920,799	△920,799	－	4,469,207

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	20,571	20,571	58,912	4,798,870
当期変動額				
新株の発行				45,924
当期純損失（△）				△295,951
自己株式の取得				△152
自己株式の消却				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,482	△2,482	9,385	6,902
当期変動額合計	△2,482	△2,482	9,385	△243,276
当期末残高	18,089	18,089	68,297	4,555,594

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、取得価額 10 万円以上 20 万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～15 年
工具、器具及び備品	３～10 年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に基づき、株主に付与した株主優待ポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① BtoC サービス

アイテムの購入に関しては、顧客であるユーザが当該アイテムを用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、ユーザのアイテム購入分のうち報告期間の末日において使用が完了しているものを収益認識し、未使用分については残高に相当する金額を契約負債へ振り替えております。

また、有料会員の月額利用料についても、上記と同様に当社が会員ごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、毎月の利用料総額を収益認識したうえで、有料会員の特典として付与されるアイテムのうち、報告期間の末日における未使用分について残高に相当する金額を契約負債へ振り替えております。

② BtoB サービス

初期設定フィーに関しては、義務の履行により、他に転用できない資産が創出され、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有することから、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであると判断しており、原則として報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益及び契約資産を認識しております。

この進捗度の測定は、作業の進捗に伴って原価が発生していると考えられることから、進捗の実態を適切に反映するためにインプット法を採用しており、具体的には、主として当期までに発生した実績工数を契約完了までに発生すると見積もった総工数と比較することにより進捗率の見積りを行っております。

また、継続フィーに関しては、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであるとみなし、契約条件に基づいて毎月収益認識を行っております。

２．会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　35,311 千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結注記表　2.会計上の見積りに関する注記　(3) 繰延税金資産」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式　2,566,409 千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のある株式等は、その時価が著しく下落した時は、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当事業年度の損失として認識しております。

また非上場の関係会社に対する投資等、市場価格のない株式等は取得価額をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時には、回復可能性が十分な論拠によって裏付けられている場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として認識しております。

当事業年度においては、株式会社ストラテジットの株式について 231,892 千円の関係会社株式評価損を計上しております。

関係会社株式の評価等に関する判断は、関係会社の事業計画の達成状況や将来の事業計画等に基づいて判定しており、今後、関係会社の業績悪化、事業計画や市場環境の変化等により、見積りの内容に変化が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　466,611 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（貸借対照表に区分掲記したものを除く）

売掛金	946 千円
未収入金	2,161 千円
未払金	5,216 千円

(3) 保証債務

下記の連結子会社に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社ティファナ・ドットコム　金融機関からの借入金　85,408 千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	6,203 千円
売上原価	1,093 千円
販売費及び一般管理費	13,271 千円

営業外取引による取引高

受取利息	375 千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

該当事項はありません。

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱ストラテジット	直接 94.36%（注）２	役員の兼任、事務所の賃貸等	第三者割当増資の引受（注）３	199,998（注）１	－	－
子会社	㈱ティファナ・ドットコム	直接 100.00%（注）２	役員の兼任、債務の保証等	債務の保証（注）４	85,408	－	－
子会社	VOIQ 株式会社	直接 80.00%（注）２	役員の兼任、事業資金の貸付、事務所の賃貸等	事業資金の貸付（注）５	50,000	関係会社長期貸付金	50,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．取引金額には、消費税等は含まれておりません。

２．議決権等の所有割合は、当事業年度末時点での割合を記載しております。

３．2024 年５月 28 日開催の取締役会において、株式会社ストラテジットが実施する第三者割当増資の全てを引き受けることについて決議し、同社株式を取得したものであります。

４．同社の金融機関からの借入に対する債務保証であり、取引金額は当連結会計年度末時点の債務保証残高であります。なお、これに伴う保証料は発生しておりません。

５．事業資金の貸付は、市場金利等を勘案して両者の合意に基づき決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

７．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表　６.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
投資有価証券評価損	25,491	千円
減価償却超過額	10,702	
賞与引当金	5,962	
契約負債	19,432	
株主優待引当金	2,767	
敷金償却	1,536	
業績連動報酬	3,442	
株式報酬費用	10,788	
関係会社株式	742,019	
その他	8,252	
繰延税金資産小計	830,394	
評価性引当額	△782,263	
繰延税金資産合計	48,131	
繰延税金負債		
未収事業税	△3,253	千円
その他有価証券評価差額金	△9,565	
繰延税金負債合計	△12,819	
繰延税金資産の純額	35,311	千円

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	295 円 71 銭
(2) １株当たり当期純損失	19 円 64 銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月19日

HEROZ株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桐　川　　聡	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　野　　潤	

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、HEROZ株式会社の2024年５月１日から2025年４月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HEROZ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月19日

HEROZ株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桐　川　　聡	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　野　　潤	

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HEROZ株式会社の2024年5月1日から2025年4月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024 年５月１日から 2025 年４月 30 日までの第 17 期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025 年 6 月 20 日

HEROZ 株式会社　監査等委員会

監査等委員　井上智宏　㊞

監査等委員　上山亨　㊞

監査等委員　金丸祐子　㊞

（注）監査等委員井上智宏、上山亨及び金丸祐子は、会社法第２条第 15 号及び第 331 条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上